

脱炭素社会に向けた住宅・建築物の 省エネ対策等のあり方検討会

4月28日 団体ヒアリング資料



住宅対策部長 高橋健二

全建総連（全国建設労働組合総連合）の概要

全建総連は、日本最大の建設労働組合で、都道府県単位で組織化された加盟組合の連合体組織。47都道府県の53の加盟組合で構成されている。

（全部で53県連・組合・一部の県では複数の組合が加盟）



<現況>

①組織人員（令和3年3月末）

62万9036人

②組織対象（組合員）

大工、左官など建設業に
従事する建設労働者・職人

③国保組合（全建総連関係）

22建設国保組合

被保険者数104万4406人

（令和3年3月末・速報値）

④認定職業訓練校（全建総連関係）

79校

在校生749人・入校者328人 / 69校

（令和2年4月末）

<歴史>

昭和35年 全建総連結成

昭和36年 協定賃金の引き上げ運動に取り組む

昭和40年 一人親方、零細事業主の労災保険特別加入が制度化

昭和45年 日雇健保の擬制適用廃止、建設国保組合を設立

昭和52年 「職人憲法」（施工基準、業務基準）発表

昭和53年 「住宅デー」運動に取り組む（現在は全国2764会場で開催）

平成7年 阪神・淡路大震災の木造住宅復興支援活動に取り組む

平成16年 新潟県中越地震の木造住宅復興支援活動に取り組む

平成21年 長期優良住宅等推進事業の技術基盤整備事業に取り組む

平成23年 東日本大震災の復旧・復興支援事業に取り組み、

福島県で応急仮設木造住宅584戸建設

平成28年 熊本県で応急仮設木造住宅563戸建設（熊本地震）

平成30年 岡山県・広島県・愛媛県で応急仮設木造住宅245戸建設（西日本豪雨）

令和元年 長野県で応急木造仮設住宅55戸建設（台風19号）

令和2年 熊本県で応急仮設木造住宅612戸建設（熊本豪雨）

38都道府県と災害協定を締結（令和3年4月現在）

国勢調査比で大工35%・設計者等20%が加入

木造住宅建築の主要な担い手である建築大工、地域に根ざした「工務店」の事業主・棟梁・親方が個人加入。

順位	主な職種を抜粋（全建総連分類）	全建総連 人数	従事者数 （国勢調査）	組織率	職業分類の名称 （国勢調査）	左欄の職業分類に含まれる主な職種 （国勢調査）
1	建築大工、造作大工	122,674	350,000	35.05%	大工	建築大工、造作大工、堂宮大工、橋りょう（梁）大工、営繕大工、大工棟りょう（梁）、大工見習
2	電気工	51,365	216,730	23.70%	配管従事者	電気架線・敷設従事者、電気通信設備工事従事者、その他の電気工事従事者
3	空調、給排水配管工、ダクト工、保温工、LPガス配管、浄化槽取付、ボイラー取付、修理、温水器配管工	53,127	416,180	12.77%	電気工事従事者 （中分類）	配管工、ガス管配管取付工、水道管取付工、スチーム配管工、鉄道車両配管工、船内パイプ取付工、造船銅工（配管工）、ビニル配管工、鉛管工、鉛工、空調配管工、プラント配管工
4	鳶、家屋解体、基礎、杭打工	38,214	104,970	36.40%	とび職	とび職、鉄骨とび職、とび工、とび親方、足場組み職
5	室内装飾、床張工、インテリア、内装、リフォーム	38,838	—	—	その他の建設 土木作業従事者	その他に分類されているため、人数不明
6	塗装、看板、ガン吹工	37,244	139,530	26.69%	塗装 看板製作従事者	塗装工、船体塗装工、家具塗装工（漆を除く）、塗装着色工、吹付塗装工、ペンキ職、看板書き
7	土工、土木、土建請負業、法面工（測量）、さくい工、シールド工	33,284	500,240	6.65%	土木従事者	土木工、整地作業者、掘削工（道路工事）、埋立工事人、排水工事人、水道管敷設作業者、コンクリート練り工、コンクリート注入工、コンクリート充てん整理工、堤防コンクリート詰工、コンクリート配管工、アスファルト舗装工、れんが・ブロック舗装工、コンクリート舗装工、レーキマン、造園土木工
8	建築設計、建築管理、現場監督	20,544	104,750	19.61%	建築技術者	建築技術者、建築士、建築設計監督技術者、建築設備設計技術者、建築技師、建築主事、建築構造設計技術者、建築施工管理技術者

1. 4月施行の“説明義務化”への対応について

4月7日に木造住宅設計・施工委員会をオンライン及び対面で開催。設計者、施工者、全建総連本部役員等が参加して状況を確認。（下段の写真）

全建総連では、ビデオ受講の推進、発行された資料等を配信し、情報提供と適切な対応が講じられるよう、組合員へのサポートを実施。

4月以降、説明義務化に関する相談・要望等は、特に寄せられていない。

委員会において、4月から施行された“説明義務化”への対応について、特段意見は出されず、適切に実施されているものと思われる。

しかし、施行から今日までの期間は短く、小規模な工務店とパートナーである設計者（建築士）による説明義務について課題が出てくる可能性はある。



2. 省エネ基準適合義務化への対応可能性・ 団体としての取り組み

全建総連は、省エネ基準適合義務化を見据えて実施された「住宅省エネルギー技術講習会」（2012年度～2018年度）の受講を、加盟組合を通じて全国的に推進。

1. 施工技術講習

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	合計
受講者	11,464	13,999	14,352	12,463	10,459	7,151	5,089	74,977

2. 設計講習（詳細）

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	合計
受講者	-	9,277	11,205	10,047	9,532	4,597	3,312	47,970

3. 設計講習（仕様）

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	合計
受講者	-	-	-	-	-	4,603	3,468	8,071

全国木造住宅生産体制推進協議会の資料によると、講習会（主に建築大工と建築士が対象）に**13万人が受講**。 ※組合員の受講者数は把握していないが、相当数が受講した模様。

2. 省エネ基準適合義務化への対応可能性 設計者・施工者から現場の意見（1）

前述した木造住宅設計・施工委員会等で出された現場からの意見を抜粋

- ◆ 現行の省エネ基準への適合義務化については、設計者・施工者とも「問題ない」との認識で一致。
- ◆ 現場で施工する建築大工等の技能者についても支障はない。ただし、省エネ等の重要性に対する理解、適正な施工技術を習熟させるための講習等は実施した方がいいのではないか。
- ◆ 現行基準より強化される場合には、一定のコストアップが想定される。事業者規模により、調達できる住設備等の価格が異なることから、小規模事業者にとっては価格競争力において不利な立場となる可能性がある。
- ◆ 工務店が施工する都市部の木造軸組住宅では、構造材は3.5寸角が標準的であり、繊維系断熱材での高断熱化は限界があるのではないか。
- ◆ 現状において、経験不足の設計者・施工者が一定数存在していることは事実であり、年々二極化が鮮明になっている感がある。円滑な義務化に向けて教育訓練等が必要ではないか。

2. 省エネ基準適合義務化への対応可能性 設計者・施工者から現場の意見（2）

前述した木造住宅設計・施工委員会等が出された現場からの意見を抜粋

- ◆工務店のパートナーとして事業を行う設計者においては、省エネ計算の掛かり増し費用を適切に請求できない可能性がある（適正な価格転嫁がされなければ小規模事業者の利潤低下、建築士の労働環境や処遇悪化につながる懸念）。
- ◆既存住宅の改修時における省エネ基準適合は、技術的・コスト的にも難題。
- ◆既存住宅を解体せず、構造材に使用された木材が伐採までの期間より長く建築物で使われ続けることで「カーボンマイナス」になる。その場合の評価について検討できないか。
- ◆伝統工法による住宅の取り扱いはどうなるのか。「気候風土適応住宅」の活用拡大が、伝統工法・各地域の建築文化を守る上で必要になる。
- ◆「仕様規定」や「気候風土適応住宅」について、ほとんど認識されていない。このような適合ルートについて理解が広がっていない。

2. 省エネ基準適合義務化への対応可能性 設計者・施工者から現場の意見（まとめ）

◆全建総連では、省エネ基準の適合義務化について、その「必要性を認識」しているという立場。

◆その上で、適合義務化に際しては、以下の取り組みが必要ではないか。

①中小零細工務店・建築大工に対する支援

②建築士・設計事務所に対する支援

③建築主への省エネに関する普及啓発とインセンティブの付与

④（基準を強化する場合には）建設費のコストアップ抑制策

適合義務化に向けては、混乱が生じないように、2年程度の周知期間を設けると共に、国だけではなく、都道府県等を含めて適切な支援措置を講じるべきではないか。

3. ZEH・LCCM住宅の取り組み状況

前述した木造住宅設計・施工委員会で出された現場からの意見を抜粋

- ◆ZEH等に取り組んでいる当組合の事業者は少数となっている。年間の新築が数棟の事業者が多いことも要因であるが、一般住宅より建設費がかかること、地域によってはそこまでの住宅性能を求めない建築主が多いということが理由として考えられる。
- ◆現在のZEHは、屋根への太陽光パネルの設置が前提となっているが、都市部では狭小地も多いため、結果として屋根面積が狭く、ランニングコストを考慮しても最終的には建築主の負担となるケースが多い。屋根形状にも制約が生じる。また、隣地の建物との距離がないため、パネルからの落雪によるトラブルを懸念する意見もある。
- ◆まずは住宅の省エネ化に注力すべきであり、ZEH（太陽光パネル設置）については、地域性等も考慮し、当面は規制措置ではなく誘導措置とする方が現実的ではないか（極めて慎重な検討が必要）。
- ◆公共建築物や大規模建築物等での取り組みを先行させ、並行して将来的なZEH等の必要性について、社会的機運を醸成させていくなどの環境整備も重要ではないか。

4. 2050カーボンニュートラルの達成に向け、 中期的な2030年を見据えた取り組み目標

- ◆現時点においては目標設定をしていないが、動向等を踏まえて検討していく予定。
- ◆今後、住宅建築分野に限らず、多種多様な施策推進が必要となることから、実効性を担保するために、地域の建設業者・建設業関係団体に加え、**地方自治体とも連携**する体制整備が不可欠。
- ◆例えばバイオマス発電に投資する「**仮称ZEHファンド**」が各地に作られ、建築主が参加すると、電力の地産地消とともに、周辺の森林整備・森林再生が進み、木造住宅建設の基盤となる森林再生サイクルが整備される。
- ◆屋根に太陽光パネルを設置することが困難な住宅の建築主が共同出資できる仕組みとして「新しいZEH」の創造も可能なのではないかと。
- ◆現在、輸入木材等の不足と価格高騰により、上棟が延期されるなど工務店と建築主に深刻な影響が生じ始めている。地域の木材流通を抜本的に改善すると共に、国産材の活用促進を図ることで、森林再生とカーボンニュートラルの実現につなげることができないのではないかと。

5. 制度的課題等について

適合義務化の「必要性を認識している」という立場から、以下のような技術的・制度的支援を検討する必要があるのではないかと。

(1) 中小零細工務店・建築大工に対する支援

- ・ 具体的かつ効果的な教育訓練等の実施
- ・ 土壁や板壁等の伝統工法の住宅に対する気候風土適応住宅制度の適用及び周知等
- ・ 新築あるいは省エネ改修に対する支援措置の拡充（特に未習熟事業者への優先・優遇措置など）

(2) 建築士・設計事務所に対する支援

- ・ 具体的かつ実践的な教育訓練等の実施、審査・諸手続きの簡略化
- ・ 設計業務に係る費用（労務費）を適切に請求するための制度構築
- ・ 電話相談窓口の設置及び周知

(3) 建築主の理解とインセンティブ

- ・ 除却による建て替えに対する助成金の拡充、住宅ローン減税などの税制優遇措置の拡充

(4) 基準強化による建設費のコストアップの抑制